



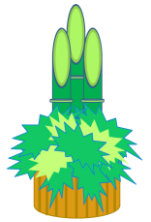
労基署便り

平成29年度 No.9
大河原労働基準監督署



新年あけましておめでとうございます。

皆様には、旧年中、当初の業務運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。本年も、働く方々の安全と健康の確保、働きやすく働きがいのある職場環境の実現に向け、署員一丸となって取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。



◎ 平成29年労働災害発生状況（1月～11月）

	大河原署管内			宮城局管内		
	H28	H29	前年比	H28	H29	前年比
製造業 計	45	33	-12	403 (3)	387 (1)	-16
食料品製造業	10	4	-6	183 (1)	160	-23
機械金属製造業	19	15	-4	120	112	-8
建設業 計	29 (1)	18	-11	370 (5)	303 (3)	-67
土木工事業	12 (1)	7	-5	121 (4)	108 (2)	-13
建築工事業	15	9	-6	210 (1)	154 (1)	-56
その他の建設	2	2		39	41	2
運輸交通業 計	7	13	6	301	314 (2)	13
道路貨物運送業	6	13	7	248	264 (2)	16
商業	24	26	2	359	312 (3)	-47
全産業	147 (2)	137	-10	2053 (14)	1964 (12)	-89

※休業4日以上死傷労働災害（労働者死傷病報告による）。前年比は死傷者数。（人）

※（ ）は内数で死亡者数 ※機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。

「36協定」の締結当事者は適正ですか？

「時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）」締結の際は、その都度、当該事業場に

- ①労働者の過半数で組織する労働組合（過半数組合）がある場合はその労働組合
- ②過半数組合がない場合は労働者の過半数を代表する者（過半数代表者）

と書面による協定をしなければなりません。

また、①の過半数組合の要件を満たさない場合、②の過半数代表者の選出が適正に行われていない場合には、36協定を締結し、労働基準監督署に届け出ても無効になり、労働者に法定外の時間外・休日労働を行わせることができませんのでご注意ください。詳細は、宮城労働局ホームページ又は署備え付けのリーフレットをご覧ください。



労基法に基づく各種報告や届出をお忘れなく！

時間外・休日労働に関する協定届（36協定）や一年単位の変形労働時間制に関する協定の届出はお済みですか？一月から切替えの企業におかれましては、協定期間に空白が生じることが無いように十分ご注意ください。

宮城労働局メールマガジンのご案内

宮城労働局では、労働関係・人事労務関係の最新情報を最速でお届けするメールマガジンを発行しています。ぜひ登録いただき、業務にお役立てください。

登録は宮城労働局ホームページ、又は miyagiroudou@km.moweb.jp に空メールを送信することで登録手続きができます。メールアドレスは右のQRコードもご利用ください。



平成 29 年度 宮城における年末・年始労働災害防止強化運動を展開中です！

宮城労働局では、県内すべての労働者が健康で労働災害のない明るい年末・年始を迎えられるよう「平成 29 年度 宮城における年末年始労働災害防止強化運動」を平成 30 年 1 月 31 日まで展開しています。各事業場におかれましては、強化運動実施期間に労働災害防止活動の積極的な取り組みをお願いいたします。

期間中に実施する事項

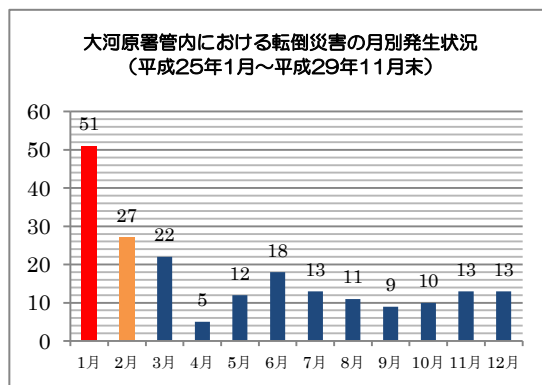
- ① 経営トップによる**安全衛生方針の決意表明**及び**安全衛生パトロール**の実施
- ② 安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生推進者等の選任と職務の確実な遂行
- ③ 安全衛生管理活動の点検・評価、改善及び新年（度）の安全衛生管理年間計画の作成及び実施
- ④ 安全朝礼、作業開始前の TBM、4 S 活動、KY 活動の励行及び安全な作業方法の周知徹底
- ⑤ リスクアセスメントの取組など自主的安全衛生管理活動の実施
- ⑥ 積雪・凍結による滑り等による**転倒災害防止対策**の実施
- ⑦ トラック荷台、はしご・階段等からの墜落・転落災害防止対策の実施
- ⑧ 機械による「はさまれ・巻き込まれ災害」の防止対策、機械設備の作業前点検等の実施
- ⑨ 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく交通労働災害防止対策の実施
- ⑩ 「みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動」（第 6 次）による労働災害防止対策の実施
- ⑪ 健康診断結果に基づく適切な事後措置の実施
- ⑫ メンタルヘルス対策、時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進、面接指導等の実施
- ⑬ 化学物質による健康障害防止対策の推進、受動喫煙防止対策の促進
- ⑭ 高齢労働者の安全対策、「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛予防対策の実施
- ⑮ 「年末・年始労働災害防止強化運動」用 **ポスターの掲示**、安全衛生旗の掲揚等運動の見える化

冬季の転倒災害を防止しましょう

大河原署管内では平成 29 年 11 月現在、休業 4 日以上労働災害 137 件中 48 件が転倒による労働災害となっており、全体の 35% を占めています。

平成 25 年以降の転倒災害に係る月別発生状況を見ると、年末年始にかけて多く発生している状況です。冬期間は積雪・凍結等を原因とする災害が多発しており、特に駐車場から事務所へ向かうときや新聞配達や配送など顧客先で転倒する状況が多く見られます。滑りにくい履物を履くことや歩幅を狭くして歩くなどの対策や転倒防止対策の労働者への教育をお願いいたします。

宮城労働局ホームページ内にある大河原労働基準監督署のページに転倒災害防止に係る資料を用意しましたので、ぜひご利用ください。



交通事故が多発しています！

昨年 12 月から顧客先への移動時や工事現場から事務所に戻る時などの業務中に発生した交通事故の報告が監督署に多く寄せられています。この時期は路面凍結や日照時間が短いなど道路状況が厳しい状況となっていますので、運転時には安全に十分注意いただきますようお願いいたします。

交通事故による業務災害でも労働者死傷病報告が必要です

交通事故による業務災害で労災保険を使用せずに加害者の自賠責保険等から補償を受けている場合であっても、過失割合に関わらず労働者死傷病報告を提出する必要がありますのでご注意ください。

報告様式は署に備え付けの用紙、若しくは厚生労働省のホームページからファイルをダウンロードして印刷した用紙をご利用ください。



発行：大河原労働基準監督署（TEL0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。
労働条件関係は監督課、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。